

ILC 国際語学センター大阪校 受講約款

第1条 (契約の成立)

受講者（以下甲という）は、受講申込書（以下申込書という）の内容及び以下の条項を承諾の上、ILC 国際語学センター（以下乙という）に対して受講の申し込みを行うことで契約を締結したとみなします。

第2条 (役務の提供及び対価の支払)

- 1.乙は甲に対し、甲の学費納入を条件として、乙の定める学習指導カリキュラムの中から、甲が選択した申込書記載の内容の役務を提供します。
- 2.甲は入学金及び授業料を申込書の定める方法により乙の指定する期日までに支払うこととします。
- 3.甲が受講を希望するクラスが授業開始日までに定員に満たない場合は、クラスを開講しない場合があります。但し、その場合は納入金（教材に書き込み等の汚損がある場合は、教材費を除く）の全額を返還することとします。

第3条 (学習指導の実施場所)

乙は申込書記載の場所において学習指導を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

第4条 (学習指導期間と契約期間)

学習指導の契約期間は、受講案内に記載された期間とします。期間経過後、甲が学習指導の継続を希望する場合には、甲は、乙と学習指導に関する契約を新たな文書（申込書）によって更新するものとします。尚、更新時には、更新料等は請求しないものとします。又、前払い金については、乙は甲より徴収するに当たり、支払方法については詳細を明示するものとし、1年分を限度とします。

第5条 (開始日以前の解約 (事前解約))

- 1.甲は以下の場合には契約を解除することができます。この場合、乙は甲に解約手数料を請求せず、全ての納入金を返還するものとします。
 - (1) 甲が契約を締結した場合で、本契約書面の交付日からその日を含む8日間以内。(但し、役務提供期間2ヶ月超かつ契約総額5万円超の場合に限る)
 - (2) 甲の転居、甲及び家族の疾病、事故、不幸等、甲の学習意欲に関係なく外部事情による理由（証明書提出）で受講が不可能と認められた場合であって、授業の開始日の前日までの間。
- 2.前項1に該当しない場合は、書面により申し出ることにより、契約を解除できるものとします。但し、この場合において、あらかじめ支払った入学金は返還しないものとします。

第6条 (事前解約の方法)

- 1.前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を乙に提出することをもって行います。
- 2.前条1項(2)の場合は上記書面の他、転入届、医師の診断書、事故証明書、死亡届等の証明書も提出することとします。

第7条 (事前解約における納入金の返還方法)

前条による事前解約が成立した時は、第5条による金額を甲が指定する銀行口座に振り込む方法で速やかに返還するものとします。但し、振込手数料は甲の負担とします。

第8条 (中途解約及び解約手数料)

乙は甲より書面又は直接受付カウンターで開講後の解約の申し出があった場合は、申出日をもって契約を終了させるものとし、入学金と教材費を除く未受講分の授業料から解約手数料を差し引いた金額を甲が指定する銀行口座に振り込む方法で速やかに返還するものとします。解約手数料とは、未受講分の授業料の20%（但し上限5万円）とします。

カードによる支払いの場合は、支払い金額の5%をカード支払手数料として返金額より差引きます。但し、振込手数料は甲の負担とし、転入届、医師の診断書、事故証明書、死亡届等の証明書がある場合はあわせて提出することとします。

第9条 (受講制限)

乙は以下のような場合、甲に対して受講の制限をすることができるものとします。

- (1) 甲がインフルエンザなど伝染病にかかっていると思われる場合は、本人の意思に関らず授業の参加を認めず、またその分の補講は実施しないこととします。
- (2) 飲酒等で通常の受講が困難と判断される場合、本人の意思に関わらず、授業への参加を認めず、またその分の補講は実施しないこととします。
- (3) 授業の進行を妨害するなど、目に余る態度が認められた場合は、本人の意思に関らず、退学を強制することがあります。また、この場合は入学金、既習済授業料および教材費を除く、残りの授業料を全額返金することとします。

第10条 (附則)

- 1.本約款に定める事項について、疑義が生じた場合、その他約款に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- 2.本約款に定めのない事項については、民法及びその他の法令によるものとします。